

江東区財政健全化審査意見書

6 江 監 第 402 号
令和 6 年 9 月 6 日

江東区長 大久保 朋果 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく江東区健全化判断比率を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和 5 年度江東区財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 8 月 13 日から同月 29 日まで

第 3 審査の方法

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）その他関係法令に基づいて算出され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部署から説明を聴取する等の方法により審査を行った。

第 4 審査の結果

1 健全化判断比率

	5年度	4年度	3年度	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	11.25 %
(2) 連結実質赤字比率	— %	— %	— %	16.25 %
(3) 実質公債費比率	△2.8 %	△3.3 %	△3.5 %	25.0 %
(4) 将来負担比率	— %	— %	— %	350.0 %

(注1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「— %」と記載している。

(注2) 早期健全化基準とは、財政の早期健全化を図るべき基準として、政令で定められた数値である。

2 各比率における状況

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである（本区の場合は一般会計のみとなる）。

令和 5 年度決算における実質収支額が黒字であったため、実質赤字比率は算定されない。

(2) **連結実質赤字比率**

すべての会計の黒字・赤字額を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

令和 5 年度決算における連結実質収支額が黒字であったため、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) **実質公債費比率**

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものであり、過去 3 か年の平均を用いる。

令和 5 年度決算における実質公債費比率は△2.8%であり、令和 4 年度に比べ、0.5 ポイント増加した。

(4) **将来負担比率**

借入金（地方債）や将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高（以下「将来負担額」という。）を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

令和 5 年度決算においては、将来負担額より充当可能基金等の額が上回っているため、将来負担比率は算定されない。

3 意 見

審査に付された健全化判断比率は、財政健全化法その他関係法令の規定に基づいて算出され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。本区は、財政状況が悪化し早期に財政の健全化を図らなければならないような状態ではなく、是正改善を要する事項はない。